

衣浦東部広域連合消防局許認可等事務の標準処理期間に関する要綱

制定 令和5年12月1日

1 目的

この要綱は、衣浦東部広域連合消防局の所管する許認可等事務の標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することにより、市民の利便性の向上に資することを目的とする。

2 用語の定義

次のとおり、用語を定義する。

- (1) 許認可等事務 申請（法令及び条例等に基づき、広域連合長又は消防長の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して広域連合長又は消防長が諾否の応答をすべきこととされているもの）に基づいて処理する事務をいう。
- (2) 処理機関 許認可等事務に係る申請に対する処分を行う課又は消防署をいう。
- (3) 標準処理期間 許認可等事務の処理に通常要する期間をいう。

3 標準処理期間

各種許認可等事務の標準処理期間は別表のとおりとする。

4 標準処理期間の算定

- (1) 標準処理期間は、申請が処理機関に到達した日の翌日から起算して処分をする日までの日数とする。
- (2) 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
 - ア 衣浦東部広域連合の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる日
 - イ 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する期間
 - ウ 製造所等完成検査、製造所等完成検査前検査及び少量危険物タンクの水張検査・水圧検査については、申請が処理機関に到達した日の翌日から検査を行う日の前日までの期間

5 処理機関の責務

- (1) 処理機関は、許認可等事務については、別表に定められた標準処理期間内に処理す

るよう努めるものとする。

- (2) 処理機関は、許認可等事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

附則

この要綱は令和5年12月1日から施行する。

別表

根拠法令又は条例等	根拠条項 (条一項)	許認可等に係る事務	標準処理期間 (日数)
消防法	8の2の3-1	防火対象物点検及び報告の特例認定	30
	10-1 ただし書	危険物仮貯蔵・仮取扱承認	5
	11-1	危険物製造所等設置許可	21
		危険物製造所等変更許可	14
	11-5	危険物製造所等完成検査	5
	11-5 ただし書	危険物製造所等仮使用承認	14
	11の2-1	危険物製造所等完成検査前検査	5
	14の2-1	予防規程制定・変更認可	14
	36-1	防災管理点検及び報告の特例認定	30
火薬類取締法	25-1	火薬類の消費に係る許可	30

危険物の規制に関する政令	8-4	完成検査済証の再交付	5
危険物の規制に関する規則	62の5の2-3	休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間の延長承認	5
	62の5の3-3	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長承認	5
衣浦東部広域連合 火災予防条例	32-1 ただし書	喫煙等禁止場所における喫煙等の承認	5
	67	少量危険物タンクの水張検査・水圧検査	5
衣浦東部広域連合 危険物規制規則	22-1	許可書、タンク検査済証の再交付の承認	5
衣浦東部広域連合 火災調査規程	36	り災証明書の交付	5
—	—	防火管理講習等修了証明書の交付	5